

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3267号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、公立大学法人横浜市立大学が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「(1)参加意向申出書（8者分）」外18件の一部開示決定のうち「(2)提案書（A者）」、「(3)提案書（B者）」、「(4)提案書（C者）」、「(5)提案書（D者）」、「(6)提案書（E者）」及び「(7)提案書（F者）」に係る部分に対する審査請求についての答申

【答申第3267号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3267	令和5年9月14日	令和5年10月31日	令和6年1月30日	令和6年2月29日	個人	公立大学法人 横浜市立大学

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3267	「(2)提案書（A者）」、「(3)提案書（B者）」、「(4)提案書（C者）」、「(5)提案書（D者）」、「(6)提案書（E者）」及び「(7)提案書（F者）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第1号に該当</p> <p>・法人固有職員の氏名及び担当者印、担当者の情報 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p>条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・法人代表者印の印影、一部企業の住所、商号又は名称、代表者職氏名、提案書・業務実施体制報告書・人員配置体制等報告書の一部、土地使用料提案額、研修室貸出料提案額、実施時間・集合時間、送付先会社名、送付先郵便番号、送付先住所、評価結果の各点数、議事録の一部、担当者の情報、収入予定概算額、総額 (開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3267	<p>《保険調剤薬局整備・運営事業に係る事務について》</p> <p>横浜市立大学附属病院医学・病院企画課では、医療機能向上、地域連携の推進及び患者サービスの向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で病院敷地内に高度薬学管理機能を備えた保険調剤薬局（以下「敷地内薬局」という。）を設置する公立大学法人横浜市立大学附属病院保険調剤薬局整備・運営事業（以下「本事業」という。）を行っている。実施機関は、敷地内薬局を開設・運営する事業者を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）の結果最も評価の高かった事業者と基本協定書を締結した。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本事業の本件プロポーザルに参加した6事業者から提出された土地使用料等提案書である。</p> <p>実施機関は、当該各提案書のうち、事業者名、住所、代表者職氏名、法人代表者印の印影、土地使用料提案額（以下「不開示部分1」という。）及び研修室貸出料提案額（以下「不開示部分2」という。）を不開示としており、審査請求人はこのうち不開示部分1及び不開示部分2のみの開示を求めていると解されるため、当審査会では、本件審査請求文書を見分した上で、当該不開示部分の条例第7条第2項第3号アの該当性について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 実施機関に不開示部分について確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本事業は、実施機関の土地を貸し付けて、事業者がその土地に自らの費用で薬局を建設及び運営し、運営の中で事業者が収益を得る仕組みであり、委託契約ではない。</p> <p>(イ) 優先交渉権者評価基準書に記載されている各評価項目の総合評価点が最も高い者が優先交渉権者とされ、不開示部分1及び不開示部分2は評価項目の一つである。どの項目に重点をおくかどうかも含めて事業者の提案であるため、不開示部分1及び不開示部分2は、競合する他事業者よりも多くの評価点を得るために各事業者が独自に検討した提案額といえる。</p> <p>(ウ) 本件プロポーザル時に提示された提案内容を基に基本協定書が締結されるため、選定業者の提案額で協定は締結される。</p> <p>(エ) 本件プロポーザルの選定結果は公表しているが、公表されるのは総合評価点数のみであり、不開示部分1及び不開示部分2については公表していない。</p> <p>(オ) 実施機関の決算では、貸付料は経常収益に、賃借料は経常費用に計上されるが、決算書等においてもその細目としての金額まで公表されているものはない。</p> <p>(カ) 審査請求人は、研修室貸出料は既に開示されていると主張している。実施機関は別件の開示請求において、選定されたA者との本事業の研修室に係る定期貸室賃貸借契約書を一部開示決定し、賃料の月額を開示している。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>当審査会において次の各文書を確認したところ、本件プロポーザルの優先交渉権者評価基準書では不開示部分1及び不開示部分2が評価項目の一つであることが、本件プロポーザル特定結果では評価点数の総計のみが公表され各評価項目の点数並びに不開示部分1及び不開示部分2は公表されていないことが、実施機関の決算書等では不開示部分1及び不開示部分2を推測できる情報は公表されていないことが、それぞれ認められた。</p> <p>実施機関から上記ア(カ)の説明があったため、当該処分に係る対象行政文書を確認したところ、確かに賃料の月額が開示されていることが認められた。実施機関は、本件処分において不開示部分2は事業者のノウハウであり、公にすることで事業者の利益を害するおそれがあると主張するが、賃料の月額から事業者の提案額（年額）は推測できるものであり、本件審査請求文書のうち「(2)提案書（A者）」記載の不開示部分2については、</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>事業者のノウハウだとしても当該提案額を公にすることが当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず開示すべきである。</p> <p>その余の不開示部分1及び不開示部分2については、各事業者が競合する他の事業者より高い評価を得るために検討し提案した営業上のノウハウであり、本件事業と類似する他の公募等に参加する際に、提案内容を他の事業者に推測され、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

(3) 法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号及び第5号省略）

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881